

日本産業精神保健学会倫理綱領

前文

日本産業精神保健学会は、産業精神保健に関する研究とその活動に携わる学会員が、社会人として守るべき生活・行動規範を踏まえて、研究やその活動を遂行するにあたり、専門職として基本的に遵守すべき倫理的配慮を、倫理綱領として掲げるものとする。

以上の主旨に基づき以下の条項を定める。

第1章 使命

第1条 産業精神保健に関する研究と産業精神保健サービスの提供に携わる学会員は、研究、教育、実践活動などを通して、労働者とその家族の心身の健康増進、予防、疾病の早期発見から福祉の向上までを支援し、人々の健全な人間的成長と産業社会の発展に寄与することをその使命とする。

第2条 産業精神保健サービスの提供に携わる学会員にあつては、その活動にあたって環境保健ならびに地域保健に対しても十分配慮しなければならない。

第3条 産業精神保健に関する研究と産業精神保健サービスの提供に携わる学会員は、研究と技術向上に対し、たゆまぬ努力を惜しまず、さらに専門職として自己の人格の涵養に努めなければならない。

第4条 産業精神保健学会員は本倫理綱領を遵守する義務を負う。

第2章 学会員の資質と能力の向上

第5条 産業精神保健学会員は、基本的人権を守り、性、信条、社会的身分などにより差別を行ってはならない。

第6条 産業精神保健学会員は研究・実践活動を幅広く活発に行うことによって、専門的能力と資質を身につけるとともに、絶えず自己研鑽に努め、社会に対する貢献および産業保健学会の発展と充実に努めなければならない。

第3章 守秘義務と研究成果公表にともなう責任

第7条 産業精神保健学会員は研究・実践活動で得られた情報については慎重にこれを管理し、みだりに他に漏らしてはならない。

第8条 産業精神保健学会員は、研究成果の公表にあたり被検者やクライアントが特定できる場合は、事前に本人の同意を得なければならない。さもなければ、研究成果から被検者やクライアントが特定できないような方策を講じなければならない。その場合においても、対象が職域集団であるときは事業主等の事前の了承を得る必要がある。

第4章 企業・組織との信頼関係の構築

第9条 産業精神保健学会員は、企業・組織が労働者に対して負う安全衛生配慮義務を全うするよう勧め、依頼があつた場合はそれに協力しなければならない。

第10条 産業精神保健学会員は、専門職としての独立性を保ち、企業・組織と労働者の利害が反する問題に遭遇した場合には、科学的知識に基づいて判断を下さなければならない。

第11条 産業精神保健学会員は、その活動を通じて企業・組織および労働者の名誉を損なうような行為をしてはならない。

第5章 罰則

第12条 産業精神保健学会員が本綱領に著しく反する行為を行った場合には、倫理委員会の審議を経て、常任理事会の議決によって学会除名を含む処分の対象とする。

付 則 本綱領は平成14年4月1日より施行する。